

◇ 青 山 弘

○議長（清水満） 発言順位 6 番、議席番号 10 番、青山弘議員を指名します。青山弘議員。

〔10 番 青山弘 登壇〕

○10 番（青山弘） 議席番号 10 番、青山弘です。通告に従い質問いたします。

まず、消防団の充実について順次お聞きいたします。

消防団は、町民に最も身近な防災組織であり、その構成員である消防団員は、生業を持つ傍ら、自らの地域は自ら守るの精神の下、日々訓練や消防、防災活動を行っていることは、皆さんもご存知のとおりだと思います。

また、近年、全国各地で局地的な豪雨や台風、地震などの自然災害が発生し、当町においても災害はいつ発生してもおかしくない状況であるとともに、行方不明者捜索についても近年増加しつつあり、地域防災力の強化が喫緊の課題となる中、消防団の重要性が改めて注目を集めているところです。火災や災害の発生時には、いち早く自宅や職場から駆けつけ、対応にあたる地域防災の要であります。

平成 25 年に消防団を中核とした地域防災力充実強化に関する法律が施行され、消防団員の報酬手当が低いところは、国から地方公共団体に引き上げを要請され、当町も 26 年に一般団員の報酬を引き上げられました。

条例によると、現在の一般団員の年額報酬は、1 万 2,000 円とありますが、この金額は活動に見合った適正な金額設定となっているのか、近隣市町村との均衡は図れているのか、町長にお伺いいたします。

○議長（清水満） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） おはようございます。今日 1 日、よろしくお願ひ申し上げたいと存じます。

青山議員は消防団長を経験されてきている経過から、消防団員、消防団等々についての中身については、非常に詳細に承知をされている 1 人だと思っております。

ご意見のとおり、平成 26 年に 8,100 円から 1 万 2,000 円に報酬をアップいたしました。交付

税の算定の基準は、団員1人あたり3万6,500円という算定になっていると承知をしておりますけれども、それに比べると1万2,000円でも3分の1程度というような安価であるという状況とっております。

飯綱町は合併しまして、700人を超える消防団員数を485名程度に減らしてお願いをしてきている経過の中で、消防団員の1万2,000円が、本来のふさわしい年俸、報酬であるかどうかという点についての判断は、非常に難しいところがあると思っておりますけれども、出動手当等々のいろいろなカバーもしてきている中で、1万2,000円というのは近隣に比べますと決して高い方ではない、むしろ低い方であるという判断をさせていただきます。少なくとも出初め式等々でお会いをする信濃町、または小川村、長野市等々の近隣市町村の報酬を見ますと1万8,000円前後というような数字でございます。その辺を目安にして、消防委員会等にお諮りをする中で、報酬の改定を新年度考えていきたいと思っております。

○議長（清水満） 青山議員。

○10番（青山弘） 昨日の町長の言葉にありましたけれども、来年度の予算はこれからということでありましたので、報酬をいくらにするのかという腹積もりをお聞きしようと思ったわけですが、前向きな回答でございますので、できるだけ多く団員に支払っていただけるようによろしくお願ひしたいと思います。

それでは次に進めます。同じく消防団にはこういうものを備えなさいという消防団の装備の基準というものがあつて、消防団員の安全確保のために消防団の装備の基準を充実するよう見直しをなささいという国からのご指示により、装備の改善に向けた取り組みを進められていることと思ひますが、その整備状況と今後の方針等についてお伺ひをいたしたいかと思ひます。

○議長（清水満） 荒井総務課長。

〔総務課長 荒井和己 登壇〕

○総務課長（荒井和己） それではお答え申し上げます。先ほど議員ご指摘の消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律に基づきまして、消防団の装備基準も改正されました。

この背景には、東日本大震災において多数の消防団員が犠牲になったということを踏まえて、国の方から指示があったものでございます。

飯綱町におきましても、消防団の装備品の充実を進めてきております。制度改正後は、発電機、それからLEDバルーン投光器、保護ゴーグルの購入のほか、団員全員に雨合羽等を配備させていただきました。なお、この財源には、宝くじ助成金や合併特例交付金を利用いたしまして、町財政に負担をかけないような努力を進めてきておるところでございます。

今後につきましても消防団員の安全確保のための装備の充実を積極的に図ってまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（清水満） 青山議員。

○10番（青山弘） 本当に消防団の方々の正に使命感と言いますか、そのおかげで町民の皆さんの安全、安心が確保されているということでございます。

活動中に怪我などないように計画的に装備を充実の図っていただくことをお願いいたしましたので、次の質問に進めさせていただきたいと思っております。

農業生産に障害となる高樹木の伐採等について順次質問をいたします。

飯綱町は、第2次総合計画の中で日本一のりんごの町を目指しておりますが、高齢化ですとか世代交代等が原因で、りんご生産に適している畑が遊休荒廃地となり、雑草やくるみの木などが繁茂しているところが見受けられます。また、農地に隣接する山林が手入れされずに木が高く大きくなり、隣接する畑の日照を遮っているケースも散見されます。日が当たらないわけですので、りんごの品質低下も避けられません。また、障害となる木も年々大きくなり、状態、環境が悪化していきます。

本来は、その所有者が周りに迷惑のかからないように管理をすべきと思いますが、境界が不明、所有者が不明及び所有者が伐採にかかる費用を出せない場合、また所有者が邪魔なら切ってもいいよと言ってくれても、その木を伐採する労力や費用は迷惑を被っている方が負担している場合があります。問題としているのは、誰がこの木を切らなければいけないのか。また、被害を被っている方が伐採の費用をなぜ負担しなければならないかということでもあります。こ

の現状をどう考えるのか、農業委員長さんにお伺いしたいと思います。

○議長（清水満） 丸山農業委員長。

〔農業委員長 丸山成志 登壇〕

○農業委員長（丸山成志） ご質問ありがとうございます。今、お聞きするような現状をどのように考えているということですが、迷惑を被ることは確かでございますが、あくまでも所有者個人といったことでございます。個人の財産でありますから、このご質問に対しては手厚く対処するといったことは極めて困難だと思います。

ただ、そうは言っても、農業生産に著しく支障をきたすということを考えますと、そのまま放置するわけにはいかないわけですが、一例ですが、中山間地直接支払制度、あるいは多面的機能交付金、こういった制度があるわけですが、限りなくそういったものを活用する中で、地域ぐるみでそういったところに対処していくことも一事ではないかと考えております。

○議長（清水満） 青山議員。

○10番（青山弘） ただいま農業委員長さんが地域ぐるみで、いろいろな資金を使って解決するとおっしゃっていますけれども、町長はどういうふうにお考えなのかお聞きいたします。

○議長（清水満） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 会長さんは、実質的な法的な意味での農業委員会の権限というものはお持ちですけれども、農業委員会で伐採等々に関係するような、いわゆるお金を持っているというわけではないので、そこがづらいところだと思いますけれども、確かに基本的には、民と民の世界ですから、お宅の木が邪魔になるので切らしてもらいたい。切ってもいいから、その代わりにあなたが自分で切ってください。こういう話になれば、それでベターですけれど。

私ども町がどうかたちでそういう問題にあたっていくかということになると、おそらく担当は1つやれば、2番手、3番手、10番手も同様に対応していかなければならないとなれば、大変なことになってしまうというのは、これ従来の行政マンの非常にいい理由の考え方だと思いますし、中には無断で木を切ったおかげで大変お叱りを受けて好ましくないような争いにな

るというようなこともあった経過がございます。

多少でも水路とか、道路とか、公共用地が絡んでいれば、それに障害があるというようなかたちで対応するというようなことは可能であると思っております。また、邪魔になっている林地がどういう面積でいるかというのも大事で、場合によれば、そこを森林組合等々が何かの事業で皆伐とか、間伐とか、そういう中で補助金をもらって対応できる等々の対応策というのもあるかと思えます。

従って、全部のケースについてオッケーだという答えはないと思えますけれど、ケースバイケースでご相談をいただいて、町として精一杯対応できることはないか、そんな対応を当面考えていきたいなと思っております。

そうでなければ、今の時代、30センチもあるような木を1本伐採するに、3万や4万ではとても来てくれないです。30万、40万の1本あたりの伐採料というようなものを、一農家や一山林所有者が負担しろというのも非常に重いものだと思います。結論言っていないかもしれませんが、できるだけ処理をしたいという方向で進みますので、ケースバイケースのご相談をいただきたいと思えます。

○議長（清水満） 青山議員。

○10番（青山弘） 提案になるかと思いますが、個人間の案件というのは、いわゆる行政の民事不介入という立場なのは分かりますが、相手の話を聞いて、どんな場所に迷惑のかかる木があるのかとか、それをどうして欲しいとか、持ち主は誰か、その持ち主とは交渉したのか、このような受付の台帳などを作成しておけば、そうすればケースバイケースでいろいろなことがあつたりした時も大変作業がスムーズに進むのではないかと考えるわけであります。これはどうでしょう。誰かお答えいただければ。

○議長（清水満） 土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇〕

○産業観光課長（土屋龍彦） それではお答えいたします。町では、町民の方から農業の関係とか、木の関係でいろいろと苦情や要望といったお話がございますが、その際、町としては全て

接受記録というものを作成しております、それを課内を回覧して、必要であれば理事者まで回覧するようにいたしております。

ですので、基本的にはこれまでは接受記録を基にそういった情報を記録していたわけですが、その台帳というものについても事務が効率的に今後行える可能性があれば、これから検討させていただきたいと思っています。以上でございます。

○議長（清水満） 青山議員。

○10番（青山弘） 大変良いことだと思うわけであります。そして、接受記録、それを作るためには、言ってきたから書くのではなくて、こういう窓口があるということを周知すればいいのではないかと考えるわけですが、これについてはまた検討をお願いしたいと思っています。

そして、話の中で、もめる前に相手の人がお金を出すのは嫌だけど切ってくれていいと了解をもらえるような案件は、民のもめている話ではないので、こういうのは町で切ってくれるような段取りをしていただけるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（清水満） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） それが大変な問題なわけで、私は切っていいとか悪いとか、あまり当事者間のトラブルのために手が出せないという例は今のところ承知をしていなくて、道路についても、よく重い雪が降ると一斉に道路の方へ木がかしがってきて、議会でも指摘されましたが、何で秋のうちに切っておかないのかというお話ですが、その費用は大変な費用になってきますもので、そこら辺の費用の捻出が行政としてはなかなか難しいものがございます。

だから、少なくとも公共の道路や水路については、工事をしていくというような予算計上ができるわけですが、その木がどのぐらい公共的に被害を与えているか。隣のお宅だけにメリットがあるところへお金を出していくという出し方は、今、この場で町が引き受けて伐採していきましようとする確約のできる答弁ができないのは申し訳ないと思います。しかし、いずれにしてもこれからの課題だという捉え方をして、少し研究していきたいと思っています。

○議長（清水満） 青山議員。

○10番（青山弘） 少し話は変わるわけですが、今年の税制改正の焦点の1つであります森林環境税、仮称ですが、この創設についての検討資料の中に、森林の整備課題の解決には、市町村が所有者に対する間伐の取組要請などの働きかけの強化、また要間伐森林制度を拡充して所有者が不在の場合等においては、市町村が間伐を代行とこんなような文言が出てくるわけです。

森林環境税の導入というのはもう少し先になるわけですが、この税金を使って森林整備ができれば良いと考えますし、いずれはこの税金が導入されるでしょうから、整備はいろいろ検討していただいて、先行して取り組んでいただきたいと思っております。これについてはどうでしょうか。

○議長（清水満） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 今、国有林を利用する協議会というのがあるわけですが、代々飯綱町はこの北信地域の会長を受けてきているわけですが、その中でも大きな話題が今の森林環境税です。

おっしゃるとおりでいろいろなことができるようになると思っておりますけれども、森林という定義付けです。20本、30本、畑の真ん中に、ブナやナラや一部松が絡んでいるようなものを森林と呼べるのかどうか。森林として位置付けられるようなもの、定義付けられるようなものであるなら、今の制度の中の助成制度等々でかなりの対応はできていくわけですが、そうではない畑の中のものについては、そういう状況が考えられます。

従って、それが山際の畑なのか、または一部話題になっている周り中がりんご畑の真ん中にぽつんとあるような山の木の集団なのか、そういうケースバイケースを見させていただいて対応するというような考え方かと思えます。畑の中にぽつんとあって、太陽は動きますから、周囲の皆さんにいろいろな意味での被害があるというような、町がそういう位置付けをしたようなものについては、補助をするかしないというような研究を。昔であれば、もう国民のことで

すから、それは民民でやってくださいというのは、通り相場だったと思いますが、そこら辺についても日本一のりんご農業を振興しようという考え方の中で、何とか手助けになるような対応をこれから研究したいと、そんなようにご理解いただきたいと思います。

○議長（清水満） 青山議員。

○10番（青山弘） 町長の話の民民の話に官が入るといふか、しっかり考えてくれるという話で大変うれしく思います。検討していただき良い方向になるように、またりんごを作っている人、暮らしている人が幸せに暮らせるようお願いしたいと思います。

今日のこの質問ですけれども、新規就農者の方のご要望事項でありまして、縁あってせっかく飯綱町に来てくれて農業やってくれている皆さんでありますから、その方の不安というものを払拭したいわけですから、できるだけ応援をしたいと思っております。

それでは、これで質問を終わります。

○議長（清水満） 青山議員、ご苦勞様でした。

暫時休憩に入ります。9時40分から再開いたします。